

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第25回）議事録

1. 日時 平成29年1月12日（木） 10:00～12:09

2. 場所 総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、内田 真人 委員、大谷和子 委員、岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、三友 仁志 委員（以上、10名）

③ 総務省

巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、堀内事業政策課企画官、影井事業政策課課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、荻原電気通信技術システム課長、杵浦電気通信技術システム課課長補佐、廣重番号企画室長、神田番号企画室課長補佐、三田データ通信課長、徳光消費者行政第一課長、湯本消費者行政第二課長

4. 議題

- (1) 報告書骨子案について
- (2) その他

○山内主査 おはようございます。本日も、皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第25回の会合を開催いたします。

それでは、事務局からまず配付資料の確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○宮野事業政策課補佐 配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料25-1から25-3、及び参考資料25-1の計4点となっております。過不足等ございましたら、事務局までお願いたします。

なお、恐れ入りますが、本日、会場備えつけのマイクが不具合のため、ワイヤレスマイクを使用いたします。お手数ですが、ハウリング防止のため、ご発言の後はスイッチをお切りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

議論に先立ちまして、この情報通信審議会委員の交代等ございましたので、ご報告をさせていただきますが、本年1月6日付で行われました情報通信審議会委員の任命に伴いまして、資料25-1にありますけれども、本委員会の構成員が決定されました。引き続き私が主査を務めることとなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、このたび井手委員が退任されまして、新たに一橋大学大学院経済学研究科教授でいらっしゃいます岡田委員が任命されていらっしゃいます。ここで岡田委員から一言言葉を頂戴したいと思います。

○岡田委員 ただいまご紹介いただきました一橋大学の岡田と申します。この電気通信事業関係の分野においては、これまで競争評価アドバイザーボードというものがありまして、そちらの委員を10年ほど務めておりまして、そういう競争評価という観点からいろいろご議論させていただいてきたという経緯がございました。個人的なバックグラウンドとしては、経済学、産業組織論という分野で競争政策を専門にこれまで研究しておりまして、独禁法分野の先生方といろいろ議論する機会が多いと、このようなバックグラウンドを持っております。

この今日の電話網移行のお話はかなり議論がもう進んでいるということで、できるだ

け皆さんの議論に追いつけるように勉強していきたいと思いますので、よろしくご教示のほどをお願いいたします。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

続いて、今回の委員の再任・新規任命に伴いまして、改めて電気通信事業政策部会決定に基づきまして、本委員会の主査代理を指名させていただきたいと思います。

主査代理といたしましては、引き続きまして東京大学大学院工学系研究科教授でいらっしゃる相田委員をお願いしたいと思います。相田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今、長田委員が少し遅れていらっしゃいますけれども、今回は石井委員、酒井委員がご欠席となっております。

それでは、議題に入りたいと思います。本日の議題は、報告書骨子案についてとなっております。この報告書骨子案の内容については、後ほど事務局からご説明していただきますけれども、この骨子案においてはこれまで委員会での論点整理を踏まえまして、全ての論点についてそれぞれ現状とIP網への移行等に伴う課題というものと、それから具体的方向性について、記載を分けて整理をさせていただいております。本骨子案ですけれども、次回委員会で取りまとめる予定であります委員会報告書案のベースとなるものであります。各委員におかれましては、この点を踏まえまして、本日のご議論をお願いしたいと思います。

それから、進め方なんですけれども、これ、前回のときもそうだったんですけれども、この目次を見ていただくと、資料25-2の1枚開いたところにありますけれども、「はじめに」から始まって基本的な考え方、そしてその利用者対応ということで2章、3章、4章となっております。それから、事業者対応ということで5、6、7になっております。全体長いので、まずは「はじめに」から4章までですね、この利用者対応のところまで、これについて事務局にご説明いただいて意見交換、それから続いて5から7章まで、これについて同様に事務局からご説明いただいて意見交換と、こういう順序で始めたいと思います。

それでは、まず初めに、「はじめに」から第4章までの部分について事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○安東事業政策課調査官　　それでは、報告書骨子(案)、資料25-2の「はじめに」から第4章までをご説明させていただきます。

1 ページ、おめくりいただけますでしょうか。先ほど、主査のからもご案内ございました目次でございます。目次につきましては、12月の論点整理と同じ構成で整理を行っているところでございます。

続きまして、1 ページ目をご覧ください。「はじめに」としてまとめておりますが、こちらにつきましては本諮問の経緯を記載したものでございます。

続きまして、2 ページ目、第1章、基本的な考え方でございます。ここからは論点整理で整理しました文言に修正を加えた点、また深掘りを行った点などがございます。その点を中心にポイントを絞ってご説明をしてみたいと思います。

2 ページ目の基本的な考え方の2 ポツ目でございます。「現在、携帯電話やブロードバンドなど多様な通信手段の利用が進んでいるが、全国あまねく提供され、拡大傾向にある0AB～J I P電話(光 I P電話を含む)を含め約5,600万件の契約を有する固定電話は——1行飛びまして——拠点との基本的な通信のための手段であり、社会経済活動に不可欠な基盤として I P網への移行後も必要」としまして、この契約数5,600万件という数字を追加しているところでございます。

また、5 ポツ目でございますが、本報告書におきましては、こうした検討を踏まえまして、固定通信市場において拡大傾向にある0AB～J I P電話や光ブロードバンドへの移行を見据えた競争環境整備を促進する一方、移行に直ちに対応できない利用者に対しては、適切な補完的措置を一定期間提供することにより、移行によるメリットを最大化、デメリットを最小化という方向性を整理させていただいておりまして、論点整理のときには主たる移行先である光 I P電話への円滑な移行という表記でございましたが、その点についてご議論ございましたので、0AB～J I P電話、さらには光ブロードバンドへの移行を見据えた競争政策という表現にさせていただいております。

その上で、利用者・事業者に分け、3 ページの一番上の小さなポツでございます。「事業者」の対応といたしまして、「整備された公正な競争環境下で、予見可能性を持ちながら」とございますが、こちらも12月の論点整理の際に利用者・事業者ともにそれぞれの意味における予見可能性が求められるのではないかとご指摘ございましたので、事業者のほうにも予見可能性という言葉を追加させていただいております。

次の丸ポツで、「なお」とございますが、「中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えるとされる2025年ごろまでを見据えた具体的な移行のスケジュール、作業工程等につきましては、2次答申に向けた検討においてさらに具体化を図ることにより、移行の

取組を出戻りなく円滑に進めることが必要である」としておきまして、論点整理においても個別課題のスケジュール感というご指摘がございましたが、この点につきましては、当初の諮問の整理でもございますが、2次答申に向けて工程、スケジュールそれぞれの作業を明確化していきたいという点を付記させていただいております。

そのほか、3ページ、4ページは変更ございません。

5ページ目の第2章、IP網への移行の意義をご覧ください。この点に関しましては、論点整理の際に主体や役割を明確化すべきというご指摘がございましたので、5ページ目の下の段の具体的な方向性の記載を再整理しているところでございます。

6ページ目をご覧ください。まず移行の意義に関しましては、事業者、これはNTT及びその他の電気通信事業者を含むと定義させていただきます。この事業者は、IP網への移行から生まれるメリットを最大化するべく、IP網の特性（距離に依存しない通話料、交換機よりも安価なIPルータ等で構成、音声だけでなく動画・テキスト等のさまざまなデータ通信と共用等）を生かした多様なサービスの提供に努める。NTT東日本・西日本は、これに加え、こうした多様なサービスが提供されるよう、他の事業者に対して競争基盤の提供を行う。また事業者・行政はこうした取り組みを踏まえながら、お互いに連携し、移行の意義・メリットに関して国民への周知に努め円滑な移行を促すという役割の整理をさせていただいております。

②の移行にかかる情報の開示につきましては、まず持株、東日本・西日本を含めた移行の構想を提示する主体としてのNTTはメタルIP電話の提供条件と詳細な設備構成について、できる限り速やかに開示する。また、メタルIP電話への移行にとどまらず、光IP電話への移行をも視野に入れた取り組みを進めるとともに、具体的な移行工程・移行スケジュールの案をできる限り速やかに開示し、他の事業者と協議を進める。行政は、こういった協議を促進し、その結果も踏まえつつ、予見可能性を確保し円滑な移行を実現する観点から、具体的な移行工程・移行スケジュールを整理し、広く国民への周知に努め、必要な制度の整備を行うというそれぞれの役割分担を再整理したところでございます。

続きまして、7ページ目、第3章、固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保についてでございます。この点につきましては、論点整理の段階でお示ししている案文と変更はございません。9ページ目に基本的方向性といたしまして、小さいポツの3行目、IP網への移行を契機として固定電話サービスの現行の信頼性や品

質等の水準を変更する特段の必要性は生じない。メタル I P 電話につきましては、アクセス回線部分の信頼性や品質等について、「局給電」機能を含め現行のメタル電話と基本的に同等の技術基準を適用することが適当、アクセス回線以外の部分の信頼性・品質につきましては、現行のメタル電話と同等の機能を有する光 I P 電話と基本的に同等の水準を確保することが適当としているところでございます。また、一番下の電話を繋ぐ機能につきましては、10 ページ目でございますとおり、上から小さいポツでございますが、電話をつなぐ機能により相互に接続されたネットワークにおいて、End-to-End を含め、適切な信頼性及び品質等が確保されるよう、技術基準等の規律のあり方を検討すべきとしております。

こうした技術基準につきましては、次の丸ポツでございますが、上記の考え、ワーキング取りまとめ、本委員会での検討状況を踏まえつつ、専門的・技術的な視点から情通審—— I P ネットワーク設備委員会でございますが——において詳細な検討を行うことが適当とされたところでございます。この点につきまして、下の段の注釈の 16 という点でございますが、この I P ネットワーク設備委員会におきまして、12 月 13 日から検討を開始し、今年の 7 月ごろの答申を予定しているという状況でございます。戻りまして、「総務省においては、その検討結果を踏まえて制度整備を行う必要がある」としております。

続きまして、3. 2、「ユニバーサルサービス」への影響でございます。こちらは 11 ページの具体的方向性をご覧ください。

まず、今回の諮問が固定電話網の円滑な移行という点を踏まえまして、メタル I P 電話につきましては、1 ポツ目でございますが、「円滑な移行を進めるためにも N T T 東日本・西日本が提供するメタル I P 電話は、ユニバーサルサービスとして位置づけることが適切であり、品質等の技術基準の設定について検討することが必要」としておりまして、2 ポツ目、3 ポツ目もメタル I P 電話関連の整理でございます。

また、固定電話網の円滑な移行という諮問の範囲を踏まえまして、関連して、光 I P 電話につきましては、ブロードバンドサービスとしての包括的な提供ではなく、音声電話のみの提供の可能性等、今後の見通しについて明確ではないところもあるため、こういった点に関して、今後さらに論点を整理していくことが必要であるという整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、3. 3、「利用者料金規制の在り方」でございます。こちら論点整理か

ら変更はございませんが、12ページ目、具体的方向性の1ポツ目でございます。メタルIP電話は、現在の加入電話と同様の性格を有するものという点、また利用者の利益に及ぶ影響が大きい固定電話サービスであるという点がございまして、メタルIP電話を特定電気通信役務として位置づけ、現行の加入電話と同等の利用者料金規制を課すことが適当であるとしているところでございます。

続きまして、13ページ、第4章、「移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護」についてでございます。こちらは、利用者保護ワーキング取りまとめパワーポイント資料を11月18日の委員会にご提示しておりますが、これを文章形式に整理し直したものとなっております。内容について変更はございませんが、15ページ目、具体的方向性につきまして、(1)の1ポツ目、利用者保護ワーキングにおきましては、5つの項目について委員からのNTTに対する質問・指摘や関係団体、企業からの意見聴取を通じた検討を行った。2ポツ目でございます。「補完策（メタルIP電話上のデータ通信）」の提供の可否を「可能であれば2016年度内に」、また、補完策の提供開始時期及びINSネット（デジタル通信モード）の終了時期を「可能な限り2017年度の早い時期」にそれぞれ公表する。また、NTTとしては、次の点に留意して対応を行うことが必要であるということで、①から⑥までのそれぞれの留意事項を整理したところでございます。

それを受けて、17ページの上から⑤、⑥の後の丸ポツでございますが、NTTによる取り組みの進捗状況については、今後も電話網移行円滑化委員会・利用者保護ワーキングにおいて、NTTからの報告や各利用団体・企業からの意見聴取等を通じて随時確認するとともに、答申後も定期的に同委員会・ワーキングに対する報告をNTTに求めていくことが適当であるとしております。

次に、(2)として、同様に廃止するサービスが出てきた場合についてのルール化の議論でございました。こちらは、他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを今後終了しようとする場合のルールということで検討がなされたものでございます。

まず、ローマ数字Iの「ルール化の必要性」につきましては、2つ目のポツでございますが、IP網への移行等に伴い終了サービスの利用者における予見可能性を高める必要があるなどの観点から、サービスが終了される場合における利用者保護を確保するためのルール化を検討することが適当。3ポツ目、そうしたルール化が図られることによ

り、サービスを提供する事業者にとっても、サービス終了に当たって対応すべき事項が明確になることで、かえって終了に伴い適切な対応をとることが可能となるといった効果も期待される場所であるとしております。

19ページ目に、ローマ数字Ⅱ番として、「ルール化の対象・内容」を整理しております。①ルール化の対象といたしましては、代替サービスの提供状況やサービス提供に用いられる電気通信設備の性質に鑑み、利用者の利益の保護が必要と考えられるサービス（例えば、指定電気通信役務）に影響が生じる場合について、特にルール化を図る必要性が高い。まずそのような場合を対象として検討することが適当としております。

その上で、②のルールの内容といたしましては、(ア)の代替サービスの確保等、20ページの(イ)の一般的周知及び消費者被害防止に向けた対応、(ウ)のB to B to Cという中での他の電気通信事業者への対応、それらについてルール化の内容を検討することが適当と取りまとめさせていただいているところでございます。

以上、第4章までのご説明でございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました1章から4章まで、利用者対応というところが中心となりますけれども、これについてご意見を伺いたいと思いますが。いかがでございましょうか。

じゃあ、三友委員、どうぞご発言ください。

○三友委員 ありがとうございます。

今ご説明いただきました中で、6ページに移行の意義というのがございますけれども、この以降の意義をやはり国民に正しく伝え理解してもらおうということはとても大事だと思います。非常に消極的な意味での移行限界を迎えるメタル網を置きかえるという理解もあるかもしれませんが、むしろそれによって何が国民にメリットとして生じるのかということをやはり正しく伝える必要があると思います。ここに例えば距離に依存しない通話料であるとか、そのほかに将来のデータ通信等に向けたさまざまな可能性とかそういったものが記載されておりますけれども、単純に、知らないうちにただ単にアナログがIPになったという以上のメリットをやはり国民に理解してもらおうようなことが、今回の移行に関する理解を生むんじゃないかなと思います。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。

○三友委員 はい。

○山内主査　ほかにいかがでしょう。

どうぞ、北委員。

○北委員　基本的な考え方についてなので全体にかかってくる話であり、この後の全てのところに関係するんですが、今三友先生がおっしゃったように、IP網あるいは光IP電話へのマイグレーションを、意義を提示しながら積極的に進めていく。これはまさに電話網の円滑な移行を目的とするこの委員会の重要なメッセージだと思うんですが、円滑な移行ということを見ると、これまで移転先であるメタルIPあるいは光IPの制度設計、競争環境整備の話、かなり時間をとって議論してきましたし、この報告書もその部分について多く分量が割かれているんですが、移転元としてどうしても残ってしまう人たちがいる。2ページ目で言うと、「移行に直ちに対応できない利用者」というのはやはり相当数残っていく。加入電話利用者ですよ。後ろのほうでも指摘されていますが、接続料の上昇を考えると、この移転元であるメタル電話あるいは加入電話をどうしていくのかというところをもう少し明示的に書くべきだと思います。結局需要が少なくなっていく、だから接続料が上がっていくわけです。光のシェアアクセス等の接続料も下がっているとはいえ、それが電話だけの利用として光に全て置きかえていけるかということ、ちょっとシミュレーションしてみれば、かなり厳しいということはすぐにわかるんです。そのシミュレーションを総務省さんは避けているわけですし、各事業者さんも、なかなかそういう数字はこの平場には出せない。

しかし、普通考えてみたら、かなり厳しいっていうことは容易に想像できる——想像じゃないですね、容易に予測できるわけですから。そこを避けて真正面から見据えないといけないんじゃないかと思います。それはユニバのところの書きぶりとも関係してきますし、以前の検討委員会でユニバについて「今後」とかいう言葉ばかりで一体いつどこで検討するんですかっていう指摘をしたんですが、やっぱり今回も「今後さらに議論を整理していく」ということでとまっています。

今回の報告書にどこまで書き込めるかっていうこともあるんですが、この基本的な考え方だけを見ても、もちろん移行先での制度設計、競争条件を整備するということは重要なんですが、移行元について今後どうしていくのか。それを解決するにはユニバの検討も不可避でありますし、あと最後のほうに書かれている無線を利用していくということも検討の視野に入れ、最もコストミニマムで、ひいては国民に最も負担をかけないで円滑に移行していく方法というのは何なのかということを議論すべき場であったわけで

すし、そのことについてもう少し書き込んでいただきたいなと思います。

○山内主査 ありがとうございます。

どうします、事務局で何かお答えあります？

○安東事業政策課調査官 まず、移行元の話でございますけれども、ここで2ページ目に書いております「移行に直ちに対応できない利用者に対して適切な補完措置」というのがメタルIP電話ということでございます。これについては提供条件、設置の技術的な構成ですね——を明らかにするように求めております。また移行元の加入電話に係るドライカップ接続料の上昇という点に関しましても、スタックテストの項目におきまして、スタックテスト上、要はバツがつく場合の対応について、これまで策定しているガイドラインを見直していくということについての提言も、後段でご紹介をしていくこととなりますが、記載をしているところであります。

こういう点を含めまして、加入電話からメタルIPに宅内工事を伴わず切りかえていくということが最低限行われるわけですけれども、その提供条件、さらには現状のメタルの動向という点につきましても目配りをしながら進めていくということは、各論と相まってご理解をいただければと考えているところでございます。

○山内主査 どうぞ。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。

今ご指摘いただいた関係についてですけれども、接続料を中心とした接続制度に関するこの検討について、26ページから27ページにかけて、これについて総務省において検討していくということを記載させていただいております。こちらの移行元、それから移行先両方あるわけですが、特に移行先の視野を早期に我々も得たいということで、NGN等の接続ルールに関する意見募集というものを総務省でも始めておりまして、その内容等も踏まえながら、移行元も含めた接続の全般について検討というのをやっていきます。そういう意味では検討の端緒をつけましたので、これについて早急に論点も整理しつつ検討の具体的なステップに入っていきたいと思っております。

それから、ユニバーサルサービスに関して、11ページで言及させていただいておりましたが、今回のご議論の中でメタルIP電話については、アクセス回線含めてユニバーサルサービスとして中核に捉えていく必要があるであろうということで、今残っている問題というのは技術基準の設定が必要ですので、これについて進めていきたいと思います。ということをまずここで言っています。

それから、じゃあ、その先の光IP電話についてどうするかということですが、光IP電話については、今回一番見通しがついていないところというのが、端的に言うとアフオーダブルな光IP電話ですね、電話だけでいいという方についても、今のような5,000円以上のようなメニューしか示せないのかということ、そういったところの見通しがついていない、バリエーションが今非常に多い段階かなとは思いますが、ですので、いつまでに検討という、検討終期を見通せない状況かなと思いますが、しかし論点を拾っていかなくてはならないということで、こちらについては引き続き、この場もお借りして整理して見通しを持つべくやっついこうと考えているところでございます。

○山内主査　よろしいですか。まあ、そういうことで、具体的にどこまでがあれかわかんないですけども、ちょっとまた検討していただいて答えていただければと思います。

ほかに。

どうぞ、内田委員。

○内田委員　私も最初の基本的な考え方のところについて、少しコメントをさせていただきたいと思います。

2つの観点をもし可能であればやっぱり追加していただきたいなと思っていて、1つ目は、今北委員がおっしゃったコストミニマムという点です。ネットワーク技術が進展していく中で、確かにこのOAB～J IP電話だけを切り出せば拡大傾向にあるかもしれませんが、音声市場自体は縮退している、減少傾向にあるよというような状況、またネットワーク技術が進展しているということでIP網に基本的に移行すると、まさにそれが今回の論点だとは思いますが、そういったことを踏まえていくと、その縮退する、減少していくという傾向の中でどうやってこの音声サービスを持続するのかと。この持続可能性という点を少し加えていただきたいなと思っています。もう少し突っ込むならば、先ほど申し上げたこのコストミニマムという北委員の観点ですけども、これが重要なのかなと思っています。これはこのサービスを受ける側も提供する側も双方にとっての経済合理性というんでしょうか、コストがなるべく小さくなるように、それは時間的な観点もあるかもしれませんが、そういった点に関して十分に考慮していくというのが基本的な考え方として必要なのではないかなと思いました。

もう一つは、これは書くとちょっと論点が発散してしまうかもしれませんが、ネットワーク技術の進展という中で、技術動向が今度どうなっていくのかという見直し

ということを見据えていく必要があるのかなと思っています。全体的な話として、やはりこの現状使われている、使われようとしている技術と、それから今の制度設計がだんだんマッチしなくなってきたような様子も垣間見えていますので、将来どうなっていくのかということをも可能な限り見据えた中で、じゃあその中で今どのような対処をしていくと、この点はもう移行だけじゃなくて、その後の世界も見据えて今やるべきことをやったほうがいいと、そういったことが基本的な考え方として必要なのではないかなと思っています。

○山内主査　　どうぞ。

○安東事業政策課調査官　　まず、1点目のコストミニマムという点に関しましては、この基本的な考え方の2ページ目の4ポツ目をご覧くださいませでしょうか。4ポツ目において、この2011年の情通審の答申で示した「継続性」、「予見性・透明性」、「発展性・柔軟性」に加えまして、今回「経済性・簡便性」を加えた4つの視座に基づいて検討を進めたとしております。この4つ目の「経済性・簡便性」につきましては、資料25-3、参考資料の29ページ目をご覧ください。参考資料29ページの真ん中に基本的視座ということで①から④ございまして、この④の「経済性・簡便性」につきまして、「IP網の特性を生かし、利用者・事業者への過度の負担発生を回避する」という観点での視座が示されているところございまして、この点がこのコストミニマムとの観点では関連性のある項目ではないかと思っております。

そのほか、持続可能性につきましては、明示的なワーディングはしておりませんが、これも継続性の4つの視座ということで書いているところございまして、この点を踏まえましてどういう書きぶりが可能かというのを検討させていただきたいと思えます。また、技術動向がどうなっているかという点、さらには移行後の世界を見据えてという点につきましても、同じく2ページ目の4ポツ目でございますが、本委員会において6月15日の委員会の中で円滑な移行に向けて「NTT東日本・西日本のPSTNの役割」、「ネットワーク構造の変化」、「技術・市場の動向」などについて資料をもとに確認をさせていただいたところございまして、こういうものを踏まえながら、先ほどの4つの視座に基づいて個別課題を検討してきたという点がございまして、こういう表現を踏まえながらどのように対応できるかというのを検討させていただきたいと思えます。

○山内主査　　よろしゅうございますか。

どうぞ。

○相田委員　私もユニバーサルサービスのところの書きぶりがちょっと気になっておりまして、具体的に言いますと11ページの3. 2. 2の一番最初の丸のところですね。「IP網への移行を円滑に進めるためにも、NTT東日本・西日本が提供するメタルIP電話は、ユニバーサルサービスとして位置づけることが適切であり」と書いてあるんですけども、メタルIP電話をユニバーサルサービスとして位置づけることとIP網への移行を円滑に進めるためにもというこのつながりがよくわからないと。

もう少し具体的に言いますと、左ページのほうの一番下のところ、注の19として現在のところ「アナログ電話の提供事業者による加入電話相当の光IP電話も対象」と書いてあり、今度右ページのほうは脚注21でメタルIP電話には「第一種公衆電話」及び「緊急通報」を含む」と書いてあって、ここら辺の関係も何かなかなかすっきりしないんですけども、この移行の円滑化という観点からいうと、今左側の19で注がついている、このメタルIP電話がアナログ電話相当であるよと、加入電話相当であるよということで、アナログ、従来型の加入電話、メタルIP電話、それから加入電話相当の光IP電話のどれでもいいことにすることなんだろうなと思いますので、そうであるならやっぱりそこら辺を明確に書いていただいたほうがいいんじゃないかなと。

というのが、要するに、アナログ電話かメタルIP電話かというのは、加入者にとって選択の余地がないんですよ。私はアナログ電話でやってほしい、私はメタルIP電話でやってほしいというのが移行期において加入者が選べるものではないんで、ちょっとそこら辺との関係で何かここら辺の文章をもうちょっと整理いただくのほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○山内主査　どうぞ。

○藤野料金サービス課長　今、相田先生からご指摘いただいたとおりでございまして、たしかにアナログ電話とメタルIP電話がユニバーサルサービスというふうに言うと、どちらも提供できる準備がそろってなくてはいけないのかというふうにも確かにとられかねないので、選択肢としてこういったものを取り合わせていきたいと思います。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

どうぞ、関口委員。

○関口委員　この基本的考え方の方向性としては、私はこれで間違っていないと思っています。ただ、加入電話利用者の対応、適切な補完的措置というふうに2ページのところでは書いてありますけれども、その措置が2025年までの一つの大きなテーマであるということについて、やや少しそのトーンが弱まり過ぎて、次の時代のブロードバンド時代の幕開けだというほうが強調されているような気がするんですね。今回のタスクの中には2つの要素が混じっていて、このような加入電話利用者の方たちをいかにブロードバンド社会に導いていくか、ブロードバンドに変えていただくかというのが一つ、それは少なくとも2025年までに現状の電話加入利用者の数をどこまで減らせるかということの裏返しですよ。そういう努力に加えた上で、先ほど相田先生がおっしゃっていたように、ユーザーにとって選択の余地のないメタルからメタルIP電話に変わっていくんだという当面の非常に大きな技術的な、制度的な課題に答えていくという2つの側面があると思うんです。一方で、メタルユーザーの数を、絶対数を減らしていくという努力、ブロードバンドに移っていただくという努力をするという一方、それでも残る人たちについてはもうしっかりと対応しなければいけないという、この両方の側面がもう少し明確に区別されて説明をいただくと、将来を見据えながらも現実もちゃんとこの10年ぐらいを見続けるぞということが明らかになっていくような気がいたします。

そういう点でいうと、この光電話、光IP電話の取り扱いは今後どう扱うかについても、先ほど藤野課長からアフォーダブルな光IP電話が可能かどうかということについて、要するに音声電話のみの単独の提供は可能かどうかについても今後検討しなければいけないというお話がありましたけれども、現状の注釈の19のような特殊な事例を除いて、今ブロードバンドと抱き合わせで光IP電話を使わざるを得ないと。したがって、料金水準でいうと5,000円を超えてくると。この状態のままでユニバにするんですかという議論はちょっと違う議論になってしまう可能性があるという意味で、違う議論というのは、要はメタル電話とメタル同等性が認められるメタルIP電話は、少なくともユニバで対象になりますよと、国民不可欠のサービスですよということは言って間違いないと思うんですが、光IP電話については、音声電話のみの提供が可能になったタイミングでいうと、結構これはユニバの対象になってくる可能性として筆頭格に上がってくるわけですね。

ただ、このブロードバンドサービスと重畳している場合についてもユニバに入れるかどうかという議論になってくると、これは今度やっぱりユニバーサルアクセスの議論を

しっかりした上で、しかもブロードバンド込みの料金がアフォードブルなものになってくるということを前提にした上で、全国津々浦々国民全てがユーザーとして利用すべきサービスになってくるということになってくるので、ちょっとここの整理がまだ少し十分行われていないような印象を受けますので、特に光 I P 電話の音声電話のみの単独の提供の有無についての区分が 1 2 ページの 3. 3. 2 の丸 2、丸 3 のほうにも引っ張られてくるわけですね。もしブロードバンド全体を光 I P 電話を含めてユニバにするんだとすると、白丸の丸 2、丸 3 は何か逆転するような気がするんですね。そもそも今でも光 I P 電話はブロードバンドサービスの中のおまけですよという位置づけでしかないわけですよ。そうすると、いつまでも音声電話を提供するということがユニバのように捉えるという現状を引きずった言い方ではなくて、もしブロードバンドサービス全体をユニバーサルサービスとして捉えるのであれば、むしろブロードバンドサービスが前面に出てこないとおかしいような気がするんですね。ですから、次の時代には、この 1 2 ページの下の 2 つの丸は、どうも何か逆転するような印象を受けるので、そういったフェーズの違いみたいなことが少しわかるようにしていただけると、このユニバに関してもう少しすっきりした理解になるような気がいたします。

その意味では、この意味は象徴的なんですけれども、最初の考え方の中で、ブロードバンド整備、サービスの競争環境整備という一つの大きなテーマと、それから移行に直ちに対応できない利用者に対する補完的措置ということをもう少し整理できるとよろしいかと思います。これは、多分資料 2 5 - 3 の 3 枚目の電気通信サービスの契約数の推移を見ていただいても、今 2, 5 0 8 万契約がメタル電話というふうになっていますが、これをどこまで下げられるかという議論が一方にあって、それでも 1 0 年のうちに残ってしまう方たちに対するケアをどうするか。その方たちは、実はブロードバンドサービスはその時点でも享受しないんですよ。だから、抜け出た方たちはもちろんさくさくという標語をおつくりになったブロードバンド時代のメリットを十分享受できるわけですけども、残された方たちは相変わらず音声電話に限定されたことをおやりになるということがわかるようにしていただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○山内主査 はい、事務局。

○安東事業政策課調査官 まず、前半のご指摘、2 0 2 5 年までにいかに加入電話ユーザーを減らすかということでございます。今の基本的な考え方、2 ページ目でございます。

すが、高度で多様なサービスが利用者に対し提供されるという点、また、3ポツ目に、「こうしたI P網移行の意義を最大限活かすことにより移行の円滑化」という記載がございます。それとあわせて、I P網への移行の意義、第2章の6ページ目①でございますが、こちら事業者はI P網への移行から生まれるメリットを最大化すべく、特性を生かして多様なサービスを提供するという事で円滑な移行に努めるということでございます。こうした点を逆読みすると「いかに今の加入電話ユーザーを減らすか」ということともつながるわけでございますが、その点をもう少し明確化するようにというご意見と理解をいたしましたので、ちょっと書きぶりについて検討をさせていただきたいと思っております。基本的には、積極的に巻き取っていく、新しいI P網の特性を生かしたサービスを提供して巻き取っていくという思想は、基本的考え方とI P網の移行の意義のところでは明記をさせていただいていますが、逆の部分についてももう少しわかるようにさせていただきたいと思っております。

○山内主査　　どうぞ。

○藤野料金サービス課長　　藤野でございます。

今ご指摘いただいた点ですけれども、今までのところユニバーサルサービスとしてコンセンサスが得られているところというのが音声電話役務だったかなと思うんですけれども、先ほども私が申し上げたのは、やや供給面のところに重点を置いたような申し上げ方をしたんですが、これからの通信サービスというのが、これからも音声通話がナショナルミニマムなのか、あるいはそれも要らないという議論もあるかもしれませんが、もう少し広い範囲で変わらなくちゃいけないのか等、そういう需要・供給の両面でどういったものが最低限のものとして求められるのか、それから今の基礎的役務となると相対契約というのができないこと、そういったサービスの提供におけるいろいろなあり方も踏まえて検討していく必要があるというようなことを、うまくまとめて記述しようかなと思っております。またご相談させていただければと思います。

○山内主査　　よろしいですか。

　　じゃあ、ありがとうございます。

　　ほかにいかがでしょうか。

　　どうぞ。

○大谷委員　　どうもありがとうございます。

　　基本的な考え方のところで、3ページから4ページにかけて、利用者対応が①から③、

そして4ページが事業者対応として④から6という項目を挙げていただいております、今まで骨子で検討したときの項目に実際対応しているわけなんですけれども、ちょっと今日の議論を聞いておきますと、やはりこの⑥ですね、4ページの下の部分になりますが、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備という観点では、メタル市場での需要減少ですとか接続料の高額化といったことが想定される中で、事業者間の競争環境という観点での議論を十分に進めていく必要があるというのはこれまでの議論のとおりだと思いますけれども。それに加えてやはり利用者サイド、利用者対応という観点でもこのメタル回線の需要減少の時代を見据えてどのように利用者利益を保護していくのかという観点に加わってくると思ってございまして、この⑥のテーマというのは、事業者対応のところの主として位置づけられているものの、必ずしも事業者対応という観点だけでのみ捉えるものではなく、利用者の視点でもぜひ捉えるべきではないかなと思って今までの議論を伺ったところです。

後ほど詳しいご説明があるんだと思いますが、その部分についての骨子の資料49ページ以降になっているんですが、細かい項目を拾っていきますと、事業者の競争環境整備という観点だけではなくて、利用者対応の側面も幾つか記述していただいておりますので、ちょっとご提案ですけれども、利用者対応として求められる要素、事業者対応として求められる要素とわかり分けていただいているものの、主として利用者対応とか主として事業者対応というように、それぞれが交差しているということがわかるような書き方をどこかにしていただけるとよりわかりやすくなるのではないかなと思っております。

それから、非常に細かいことではあるんですけれども、IP網を利用したサービスとして、光IPというのがメインだと思いますが、メタルIPもIP網を利用したサービスで、その細かい点についてまだ明らかになっていないとしても、当面はメタルIPの導入をとりあえずのとまり木としての移行の円滑化というのを検討してきたということもありますので、この資料の中でメタルIPという言葉が出てくるのが多分3ページが初めてだと思うんですね。②のあたりだと思うんですけれども、メタルIPというのをどのような位置づけで我々が捉えているのかということ資料に記述しておくことも必要だと思ってございまして、何らかの注釈を入れるとか、そのとまり木としての位置づけであるということなどについてもやはり触れておく必要があるのではないかなと思っております。その点、5ページなどに少し詳しいことが書いてありますので、重複しても

その内容を脚注として取り込んでいただいて、メタル I P の位置づけを明確にしていた
だくことがより今後の議論の整理になるのではないかと考えている次第です。

あと、ユニバーサルサービスのところはやはり非常に気になっておりまして、スケジ
ュール感を出していただくというのは結構難しいと思いますし、固定電話だけではなく
これからの通信環境全体を考えるとユニバーサルサービスの設計を考えていくこと
がおそらくいずれ必要になると思っておりますので、当面メタル I P のアクセス回線に
ついてユニバーサルサービスとの位置づけをするということについては誰からも異論が
ないところだと思っておりますが、今後の検討項目といったことについては、さらに論点を整
理していくという言い方で包含をされていると思っておりますけれども、おそらくもっと幅広
い議論が必要になるという予感をしております。これは報告書にどういうふうに対応す
るかということの具体的な提案はできないんですけれども、そのように考えております
ので、引き続き議論させていただければと思っております。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○安東事業政策課調査官 前半のご指摘でございますけれども、この4ページの⑥アク
セス回線に関する部分についての利用者の視点を加えるべきという点でございました。
この点につきましては、前回も同じようなご議論があったと認識しておりますが、3ペ
ージ目の一番上の小さいポツでございます。事業者が競争環境下で予見可能性を持ちな
がら、良質・低廉で多様なサービスを自由に提供できると、これにより利用者がこうし
たサービスを自由に選択できるということで、事業者の競争環境の整備とともに、利用
者への利益という点も記載をしております、事業者・利用者とかっちり分けられると
いうよりは、事業者の競争を進めることによる利用者への還元という点も念頭に置いた
記述にさせていただいているところでございます。利用者・事業者対応は、おっしゃる
とおり、意味としては共に「主として」ということでございますが、書きぶりがぼける
ところもございますので、記載をどういうふうに対応すべきかというのは少し検討させ
ていただきたいと思います。

また、メタル I P 電話の位置づけについて、例えば5ページに書いてあるような記載
を、3ページで初出となるメタル I P 電話の脚注として入れてはどうかという点でござ
います。メタル I P 電話というのは何ですかというところの定義が確かに5ページ目
までありませんので、この点は脚注にメタル I P 電話とはどういうものかという点を

技術的なものを含めて記載をするような対応をさせていただきたいと思っております。

○山内主査　　どうぞ。

○藤野料金サービス課長　　今、大谷先生にご指摘いただいた点の最初のほうですけども、確かに利用者向けあるいは事業者向けの対応というのできっちり峻別されるような話ではなくて、事業者向け、事業者対応というのも結局何のためにやっているかという、そういう競争環境にすることで利用者に利益があるようにするということが最終的な目標だと思いますので、今安東が申し上げたように、3ページの上のほうにもそういった視点の記述をやっているのはやっているのかもしれませんが、(1)の「利用者対応」として求められる要素等の書きぶりももう少し、くっきり分かれ過ぎていないような形というのは工夫させていただこうかなと思います。

それから、ユニバーサルサービスの関係の検討項目をご指摘いただきましたけれども、検討課題、どういったことを考えなくちゃいけないか、論点というのをなかなか網羅的に書くことも難しいかもしれませんが、読んだ方には少なくとも今はこうなっているのどういふところを検討していきましょうかというふうな視点を持っていただくことも必要だと思いますので、現状のユニバーサルサービスの考え方、あるいは基礎的役務という制度の考え方をもう少し説明をして、その上でどういった視点を持ってこれについて検討、論点整理が必要なのかというのをもう少し膨らますような形を工夫してみようかなと思います。よろしくをお願いします。

○山内主査　　よろしゅうございますか。

じゃあ、長田委員、三友委員の順で、長田委員、どうぞ。

○長田委員　　3ページの「利用者対応」として求められる要素のところ、①IP網への移行の意義が書いてあるのですが、そもそも1ページの「はじめに」のところには書いてありますけれども、設備がもう維持限界ということを知らない利用者はたくさんいると思います。つまり、なぜメタルからIPなのか。メタルがもうすぐ維持限界ですよということを知らない。そのことを知らないと、今度円滑な移行にまず協力するという気持ちにいかないだろうし、それからユニバーサルサービスのより幅広い議論のところもとまってしまう気がしますので、どこかに「はじめに」には書いてあるのですが、ここにいらっしゃる皆さんにとっては大前提の当たり前のことをきちんと一般の利用者にも知らせていくということは大切ではないかなと思いました。

○山内主査　　三友委員、どうぞ。

○三友委員 先ほどの大谷委員がおっしゃったことに関連するんですけども、この委員会の中での過去の議論を思い出したときに、よく我々は3つのブロックが並んでいる図を参照しました。左側にメタルがあって真ん中にメタル I P があって一番右に光 I P がある。この図は議論するときに非常に役に立ちまして、我々が今どこの立ち位置にいて、最終的に目指すところがどこであってそしてその途中で何があるかということが明確にわかったわけですが、実はこの報告書の中にはその図がないようです。ちょっと私が確認した限りでは。

○安東事業政策課調査官 参考資料の28ページに。

○三友委員 参考資料の中に。

実はその図は非常に大事だと思うんですね。今皆様が指摘されたことも全くそのとおりですし、この報告書がどこまでの時間的視野あるいは技術的な変化の視野を持って円滑な移行とっているのかということが十分伝わらない中でメタル I P のことを議論しているので、何となく議論の焦点がメタル I P に移行するための報告書のような印象があるんですよ。ですから、我々の視点は、ゴールはそこにあるんじゃないくて、やはり最終的なところをちゃんと見据えた上で、先ほどとまり木という言葉がありましたけれども、中間的な通過点としてこれがあるということをもう少し明確に出す必要があると思うんです。

そのことは、実はユニバの議論とも非常に明確に関連しております。ユニバの議論にはいろいろな考えがあると思うので、なかなかまとめるのも大変なんだろうとは思いますが、ですが、メタル I P までの世界であれば現行の制度を引きずっても大丈夫なわけですけども、その先の光 I P の世界になると、おそらくもう現行のユニバの制度では対応し切れなくなってくる。全体を見据えると、現行のユニバ制度というのはむしろ技術の変化、技術の進歩の足を引っ張るような働きを持ってしまう可能性すらあるわけでありまして、その辺のところをもう少しきれいに、技術的な変化のステップを踏まえて、どこからどこまでが現行のユニバで対応できるのか、そしてどこからはできないのかとか、技術の変化あるいは時間の変化とともに必要とされるものが何なのかということをも明確にされると非常にわかりやすい報告書になるんじゃないかなと思いました。

○山内主査 どうぞ。

○安東事業政策課調査官 最初のご質問でございますが、3つの概念図を資料25-2の参考資料28ページに掲載しておりますが、毎回の委員会の資料の冒頭につけた資料

でございます。この点について、報告書がメタル I Pにとどまったように読めるという点でございますが、6 ページの I P 網への移行の意義の②番におきましては「NTT は」という 2 行目で「メタル電話からメタル I P への移行に留まらず、光 I P 電話への移行をも視野に入れた取り組みを進める」という点、また、2 ページ目でございますが、基本的な考え方において 5 ポツ目、「固定通信市場において拡大傾向にある O A B ~ J I P 電話や光ブロードバンドへの移行を見据えた競争環境整備を促進する一方」として、「対応できない利用者に対しては適切な補完的措置」と、こちらがメタル I P 電話を想定しておりますが、このようにこれまでの参考資料の 28 ページにあるような光 I P 電話への移行を視野に入れた動きというのは記載をさせていただいているところでございます。強いて言えば、この 28 ページの図をこの基本的考え方、または I P 網への移行の意義のところにつけ加えて確認的にこれまでの議論を明確化するための資料として位置づけるということもあり得るかと思っておりますので、対応の仕方については少し検討させていただきます。

○山内主査 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに、何か。

じゃあ、池田委員、どうぞ。

○池田委員 ありがとうございます。

基本的な考え方の 2 ページで、メタル I P 電話の位置づけについて、「移行に直ちに対応できない利用者に対しては適切な補完的措置を一定期間提供することにより」ということで、これはメタル I P 電話のことを指しているということまで議論いただいたと思うのですが、とまり木だからということまで一定期間という言葉があると思いますが、この一定期間は、終わることが前提ということなのでしょうけれども、どういう状況になったら一定期間終わっていいのかというところがよく分かりません。それは光 I P 電話の単独提供が可能になるかどうか検討できるか。それからまた、先ほども北委員がご指摘されていたように、移行元の接続料が上がっていくのではないかとということで、接続料と利用者料金との逆転現象で、競争が可能でない状況になっていくのではないかなと予想されるのですけれども、そこについて円滑な移行のために移行元の競争政策は縮小の方向で良いというふうに考えていくのが全体の円滑な移行にとって良いと考えるのか、あるいはやはり残っている人たちに対して、最低限 NTT 東・西が提供すればいいのか、あるいは何らかの競争政策が必要なのかというところは、何かまだ腑に落ちて

いないところがありまして、この一定期間というのはどういう状況になったら一定期間が過ぎたということでメタル I P 電話をやめていいのかというのがちょっとわからないと思っています。

○山内主査 事務局、どうぞ。

○安東事業政策課調査官 この点につきましては、5 ページ目の I P 網への移行の意義でございますが、現状、まず N T T の発表した構想におきましては、メタルケーブルを利用することを前提にということで、2. 1. 1 の丸 2 ポツ目でございますが、メタル I P 電話への移行に重点を置いた考え方になっていて、その 3 ポツ目でメタル I P 電話については提供条件、詳細な設備構成が明らかになっていないということでございまして、あくまで N T T の構想の中では「加入者にご迷惑をかけない」、「負担をかけない」という観点でのメタル I P 電話の提供が示されております。しかし、我々としてメタル I P 電話の提供条件、設備構成についてはさまざまな箇所具体的に提示をするよう求めているところございまして、これが「一定期間」というのが何年後というのがまだ明確になっていないところですが、そこについても情報の提供を求めていくという姿勢は持っていきたいということで書いてございます。

また、その先に一定期間位置づけられるメタル I P 電話については、競争政策を縮小するのかという点につきましては、一定の規律をかけていくという項目が、プライスキップ、ユニバ、そのほか含めて記載がございまして、その意味において「適切な規律」という記載で整理させていただいているところでございます。

先ほど長田先生からの質問、コメントに対しての回答をしておりましたが、設備が維持限界を迎えることを知らない方が多いという点に関して、これをどう周知していくか。これが円滑な移行に協力する気持ちにつながるのではないかという点に関しましては、6 ページ目で国民への周知という点、この移行の意義・メリットに関しての周知であったり、移行工程・移行スケジュールについての周知ということは記載しておりますけれども、当然この前提としては「維持限界と」という点もございまして、ここに含まれている概念ではございますが、どのように明記するとその趣旨が伝わるのか検討させていただきたいと思っております。

○山内主査 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○藤野料金サービス課長 技術変化の動向というか、I P への移行で競争というのがな

くなっているということなのかということですが、NGNとの接続もちゃんと行われていないのに何を言うかと言われるかもしれませんけれども、まったくそのようには考えておりません。

もちろん、先ほども申し上げましたが、少し先の記述になるんです。したがって、この全体の記述も、事業者対応を先に書いたほうがよかったのかもしれませんが、24ページ、25ページにかけて現状のメタルを中心としたネットワークとの接続、それからこれから主流になっていくであろう光との接続、両方を含めて円滑な接続というのが実現して、そして公正な競争環境というのをきっちり確保していこうということで我々取り組んでいこうと思っておりますので、それについての具体的な検討についてやっていくというなことをここで明確に記述をしていただければ、記述がなければやらないということではないですけれども、しっかりこの取り組みをやっていきますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

○山内主査　ありがとうございます。

ほかにご質疑は。

それじゃ、時間の関係もございますので、先に進ませていただきます。

今の前半については、内容を明確化するというのと、それからこの報告書としてのわかりやすさ、あるいは理解度を高めるためにこうしたらいんじゃないか、そういうご意見もかなりあったと思いますので、記述等についてちょっと事務局で工夫していただくということも大事だと思います。

さっきの長田さんのご指摘は、最初のあれですよ、1ページ目のところにちゃんと書いてないと最初わからないということだと思うんで、2つ目のポチのところにちょっと書いてありますが、もうちょっと印象があるようにと、こういうことだと思うんで。ありがとうございます。

それでは、後半の5章から7章についてご説明をお願いいたします。

○安東事業政策課調査官　21ページ、第5章、NGNの接続ルールの整備に関してご説明を申し上げます。

記載に関しましては、特に論点整理以降修正はございませんが、21ページ目の4ポツ目でIP網への移行が進展する中、NGNは我が国における基幹的な通信網としての性格を強める、競争事業者がNGNを利用し創意工夫を生かした多様なサービスを遅滞なく提供可能な環境を整備することは公正競争の確保や利用者利便の向上を図る観点か

ら重要という認識を示しております。

これを受けまして、22ページ目の具体的方向性といたしまして、2ポツ目でございますが、2ポツ目の下に小さいポツが2つほどございまして、メタル回線、光回線それぞれがNGNに使用されること等を踏まえますと、今後NGNの重要性、基幹的役割が一層強まると考えられるため、こうした状況に即した競争環境の確保を図っていく必要があるとしているところでございます。

続きまして、5.2、NGNの具体的な競争環境整備についてでございますが、25ページ目をご覧ください。

具体的な方向性の(1)NGNの接続約款メニューの見直しでございます。PSTNからIP網への移行に当たりまして、PSTNに実装されておりますIGS接続機能が将来的に利用できなくなるとされているところでございまして、先ほど申しましたNGNの基幹的な通信網としての性格が一層強まることを踏まえますと、POIのインターフェースが現在音声接続における必要性を考慮して、中継局接続機能においては小トラヒックの事業者の事業ニーズに対応していない現状があることから、現状の10Gbpsの容量のみならず、より小規模の、1Gbpsや10Mbpsといったメニューが必要となるとしております。

それで、次の(2)番につきまして、まずこの記載に関しましての補足の説明を担当課からさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤野料金サービス課長 補足というか、前回のご議論の中で、内田先生からご指摘いただいた点に関してですけれども、接続協議に際して、あるいはアンバンドルの実施に向けて、接続要望事業者に対してどのような情報開示がなされる必要があるのかというのが不明確なところがあるんじゃないかということで、それが示される必要があるというご指摘をいただいたかと思えます。

これまでこの点に関しまして、総務省ではNGNとの接続に関して関係事業者からのご意見をいただいておりますけれども、改めて関係事業者にはどういった情報開示が必要だったかという事例についてまとめていただこうと思っております。これについては、公平を期すために、一方当事者だけでなく協議の相手事業者のご意見も伺う必要があるかなと思ひまして、ほんとうは今回これをお示しすることができればよかったのですが、我々のほうの準備が遅くて間に合わなかったので、申しわけございませんが次回会合の機会にそれをさせていただけたらと思っております。ただ、今の時点で、概要だけ

申し上げますと、既にネットワークに実装されている機能について言えば、その機能がどの設備で実現しているのかわからないと、その機能を使うとどれぐらいの費用が掛かるかの見通しもつかない、あるいはどういう機能を求めていいかわからないし、あるいはPOIですね、接続点をどこに設定していいかわからないというふうなご意見なんかはこれまでいただいております。そういったところについてまとめていただくかなと今思っております。

そういったネットワークに関しての情報開示とアンバンドルとの関係について改めて申し上げますと、平成6年に接続協議のトラブルがあって、特に2つのケースで行政処分の手続に乗ってしまうということがあって、その教訓で、接続というのは事業者間の接続協議だけでは円滑に機能しないので、不可欠設備については接続のやり方をメニュー化しようということで、平成9年の接続約款のルールというのができたわけですね。そのルールができて、アンバンドルと言われるのは接続約款でメニューをつくるという意味になっているわけです。

ところが、その後、このアンバンドルあるいはメニュー化をするために接続要望事業者が具体的な要望を示さないといけないというふうなことで、接続約款の役割だったはずのものが接続協議で接続要望事業者の役割に押し戻されてしまったように見えてしまうような形で言われているのが、アンバンドル要件と言われているものだったかと思うんですね。

接続というのは、確かに、接続請求者がどういう接続を求めているかというのが出発点になるのは事実だと思うんですけども、じゃあどういう接続形態が実現可能性が高いのかとか、コストがかからないのかということも暗中模索している事業者に、十分な情報がない中で、じゃあ推測してみろと、それが当たらないと前に進みませんかメニューができませんとなると、20年も前につくったルールというのが基礎から突き崩されるようなことになってしまいかねないわけですね。したがって、かつての平成6年の接続協議のトラブルというのは、1つは2年弱、もう1つは5年間協議にかかったという問題になったにも関わらず、近年になっても、結局は接続協議に5年ないし7年かかっているという事実があるということがわかったわけですけども、これは放置していい問題ではないと思いますので、こういった情報開示の関係も含めた点についていろいろ取り組みをやっていきたいと思っております。

ただ、このNGNに関しても、NTT東日本・西日本様では、昨年11月にいろい

るな情報開示もしていただいて前向きな取り組みもやっていただいていますので、こういったことを端緒にしながら建設的な取り組みというのになっていくような形になっていきたいなと思っているところでございます。

○安東事業政策課調査官　それでは、25ページの(2)につきましては、今料金サービス課長のほうからほぼ説明がございました。これに関しまして、25ページの注釈50番でございますが、先ほども料金サービス課長からお話がありましたが、総務省ではNGN等の接続ルールに関する意見募集を昨年12月末から実施をしております、具体的な要望を集めているという状況がでございます。

続きまして、26ページ目、上から2つ目の丸ポツでございますが、IP-IP接続への円滑な移行に向けてという段落でございます。今後ルータ、SIPサーバ等の設備にさまざまな改造等が加えられることが想定されますので、遅滞なく接続事業者が接続していけるということを担保するために、ルータ、SIPサーバ等の設備についても、「網機能提供計画」の届出対象に追加、ルータ、SIPサーバ等の設備の機能の変更または追加に関する計画が公表される必要があるとしております。また、次の丸ポツで、機能を廃止する計画についても届出対象であることを明確にするということを通じまして、情報開示の一層の充実を図る必要があるとしているところでございます。

(3) IP網への移行の段階を踏まえた接続制度に関する検討でございますが、PSTNにかかる接続料やメタルIP電話の接続料など、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度のあり方が課題となる中で、この接続制度に関しましては接続料の設定単位(従量制・定額性)も含めてIP網への移行期間中におけるメタルIP電話の接続料の算定方法、移行後の光IP電話、メタルIP電話の接続料の算定方法等のIP-IP接続の接続料算定のあり方について、本委員会における検討も踏まえ、今後総務省において検討することが必要としております。また、その際、移行期間中のPSTNの接続料算定のあり方についても検討することが必要と。検討に当たりましては、音声通信にかかる接続料算定の対象とすべき設備の範囲等について整理すると、また、接続料算定にLRICモデルを適用する場合には、引き続き接続料原価における非効率性の排除を図り、接続料算定の対象とするサービスや機能の範囲についても整理することが必要であると、具体的に書き下しているところでございます。

続きまして、5.3「電話を繋ぐ機能」の在り方でございます。こちらにつきましても、電話を繋ぐ機能等ワーキングの取りまとめを文章で反映したものでございます。具

体的には、29ページの(1)「電話を繋ぐ機能」の役割、30ページ、「繋ぐ機能POI」の設置場所・箇所数、接続方法等、31ページ、「繋ぐ機能POI」までの伝送路(コスト負担)については、これまでの論点整理と特段の変更はございません。

(4)「繋ぐ機能POIビル」に係る通信施設・通信設備に関しましては、33ページをご覧くださいませうか。ワーキングにおいて「繋ぐ機能POIビル」内の設備構成について早急に検討を進めるようにという第5回のワーキングでの相田主査からの要請も踏まえまして、事業者間協議が鋭意進められました。その結果、上段のこのPOIビルの構成は、前段のワーキングの報告取りまとめに出ておりましたけれども、その中身、黄色い点々で困んだ部分の設備構成につきまして、12月末に事業者の意識合わせの場で取りまとまった旨報告があったものでございます。

これについては、参考資料25-1をご覧くださいませうか。参考資料25-1、電話を繋ぐ機能に関する事業者間協議の状況でございまして、先ほどの図につきましては5ページ目に記載があるところございまして、これは4案で検討を先行的に進めるといった中の案を具体化したものでございまして、左側にA社、B社、H社、G社という事業者がそれぞれ直接接続する図がございまして、右側に、ここでは共用L2スイッチという装置を介した接続形態が書かれておまして、このどちらかの接続形態をもってそれぞれの事業者がPOIビル内で接続をするということが選択可能ではないかという構成が示されているところございまして、この点は共有ルータよりもL2スイッチはさらにコストが安い、しかし電話の疎通に関する技術面での問題はないという意味で、事業者間協議においてより簡便なシステム構成が示されたものでございまして。

こういうシステム構成をとりまとめた上で、それではこの設備をどのように提供するかという点については、まだ事業者間での議論はまとまっておりませんので、それぞれの事業者から示された「参考意見」を簡単に紹介いたします。12ページにソフトバンクの繋ぐ機能に関する意見として、先ほどの共用L2スイッチの技術的な優位性と、丸・バツという形でルータよりも共用L2スイッチの技術的優位性があるという評価が示されているところございまして。また、19ページでケイ・オプティコムからの意見として、やはり共用ルータではなくて共用L2スイッチの優位性について技術的な意見が出ているところございまして。そのほか21ページでございまして、こちらはこのルータ、スイッチのようなものについては、安定的・恒久的な提供を担保するためには、法的な規制による維持確保が必要ではないかということと、NTT東日本・西日本による運用

とすべきではないかという個別の意見が出ております。そのほか、STNetにおいても制度的担保が必要という22ページのご意見、また、25ページ、東北インテリジェント通信におきましても制度的担保、26ページの九州通信ネットワークにおいても同様と、そういう個別の意見が出ておまして、ここはまだ議論の途中でございます。

という点を踏まえまして、先ほどの骨子案の33ページに戻っていただきます。このような技術的な設備構成が出てまいりましたので、32ページの②でございしますが、「繋ぐ機能POIビル」の設備構成につきましては、まず技術基準のほうから整理をさせていただいております。「繋ぐ機能POIビル」内に設置される通信設備については、当該設備を設置する事業者間での責任分界を明確にした上で、原則として設置主体による技術基準に基づく維持・管理・運用が行われる必要があるとしております。また、33ページにおいては、このような設備構成を踏まえまして、事業者間の議論等も踏まえつつ、「繋ぐ機能POIビル」内での複数の事業者が利用する通信施設や通信設備、L2スイッチ等については、NTT東日本・西日本により維持・管理・運用が行われる必要があるということで、技術面からの整理を図らせていただいているところでございます。

34ページに移っていただきますと、(6)その他といたしまして、1ポツ目、この繋ぐ機能に関しましては、通信設備の責任主体のありよう、コスト負担、事業者間精算等については引き続き事業者間協議が進められているところ、接続料に即した対応がなされる必要があるとしております。また、技術面で申しますと、2ポツ目で本委員会ワーキングで示した考え方や、現在IPネットワーク設備委員会で検討している技術基準の詳細な検討を踏まえながら、十分な信頼性の確保がなされる必要があるとしております。それを受けて3ポツ目でございますけれども、1次答申の取りまとめに向けて、「事業者間意識合わせの場」の事務局であるNTT東日本・西日本からの報告、各事業者からの意見聴取等を通じて事業者協議の進捗状況を随時確認、追加的に検討すべき事項が生じれば検討を行っていく必要があるというふうにとまとめさせていただいております。

次に、35ページの5.4、「NGNの県間伝送路の役割」についてでございます。こちらにつきましては、37ページの具体的方向性でございます。IP網への移行に伴い、電話を繋ぐ機能POIの場所・数が集約・制限されるということを踏まえまして、NGNへの他事業者の依存性が強まり、NGNとの接続において県間伝送路が不可避免的に使用されることとなると。このような状況変化を踏まえ、県間伝送路及びそれと一体として利用される県間中継ルータについて適切な規律を課す。最後の2行でございしますが、

本件規律の検討に関しては、これら設備の不可欠性について検証していくことが必要というふうに行っているところがございます。

続きまして、38ページから第6章、「番号ポータビリティ」でございます。この点につきましても、これまでの記載と変更はございません。

39ページの具体的方向性の2ポツ目で、固定系IP電話の「双方向番号ポータビリティ」を早期に導入することが必要としておりまして、40ページの4ポツ目、事業者間においては既に策定されている技術基準に加え、実現にかかる費用、費用負担のあり方（中小事業者の負担のあり方を含む）、運用方法、データベースの扱い、ルーティング機能等についての詳細検討を早期に行い、本委員会での検討にあわせて一定の取りまとめを行うべきと。最後のポツで、本委員会としては検討の進捗状況を随時確認しながら2次答申の取りまとめに反映する。総務省においては、必要な制度整備や調整を行うとされているところがございます。

続きまして、41ページ、「マイライン機能・中継選択機能の扱い」でございます。43ページの具体的方向性でございますが、さらに飛ばして44ページをご覧ください。この上から1つ目のポツですけれども、番号ポータビリティとNGNの優先パケット識別機能等のアンバンドルによる競争環境整備が確実に担保されるのであれば、最後の行でございますが、NGNにおいて中継電話に相当するサービスの競争環境が確保される可能性があるとしております。前回論点整理でもご議論ございましたので、「確保される可能性がある」という表現にしております。そのような中、顧客基盤（タッチポイント）を確保する観点から、マイライン代替機能として①から③の提案がなされたところがございますので、3つ目の丸ポツでございますが、ニーズやコストを踏まえて検討・判断されるものということで、NTTがそれぞれのコストを早期に明らかにして、上記①と②を先行的に、事業者間協議を速やかに進める。その上で、本委員会としては、その協議を促進しつつ、1次答申取りまとめに向けて検討を進めるという記載にしております。

続きまして、45ページ、(2)「中継選択機能（中継電話・国際電話）の扱い」でございます。12月の論点整理の際にも、特に競争環境が異なる国際電話についての検討の必要性について指摘をいただきましたので、整理を図っております。1ポツ目で、光IP電話の「00XY番号によるルーティング機能を用いた中継選択機能」のうち、特に国際電話につきましては、アメリカ・イギリス・ブラジルなど対地ごとに利用者料金

も多様でございますが、光 I P 電話とメタル電話の国際通話料金を比較した場合に、光 I P 電話が相当程度低廉な料金であること、また、光 I P 電話においては各事業者が国内・国際・付加機能も含めてトータルサービスを提供しており、利用者もそのサービスを比較して事業者を選択しているという点から、現時点では直ちに実装することの必要性が明確になっていない状況としております。このため、メタル I P 電話への移行の動向、国際電話をめぐる利用状況を注視しながら、その必要性について引き続き事業者間協議を進める必要があるとしております。

続きまして、6. 3、「固定発・携帯電話着の利用者料金設定事業者の在り方」についてでございます。47ページをご覧ください。この点につきましても、論点整理の会合の際に、事業者間協議という点以上にもう少し追加の記載ができないのかというご指摘がございました。それを踏まえまして、1ポツ目の「本委員会においては」ということで、委員会の議論を3点記載させていただいております。まず1点目で、固定発携帯着の利用者料金が依然として高額になっている現状を認識している利用者は少ないのではないかと。2ポツ目として、利用者は相手がどの携帯事業者のサービスを利用しているかは——48ページですけれども——把握できない、利用者保護の観点から課題がある。3ポツ目には、携帯事業者が利用者料金を下げるインセンティブが全くない、競争が働く余地がない。発側事業者が料金設定権を持つように議論を進めるべきという指摘がなされたところでございます。

次のポツでございますが、まずは事業者間の協議において決定されるべきものという点は変わりませんが、しかしながら、これが事業者間協議で決めることが困難な場合には、総務大臣の裁定の制度を活用することも考えられるという点を追加してございます。また、最後の丸ポツでございますが、利用者料金を設定する事業者においては、その設定料金を利用者にわかりやすく周知する努力を行う必要がある。着信側の携帯事業者が料金設定をしているケースは特に重要。この点について、総務省に携帯電話事業者の注意喚起を行うことを提言するとしております。

最後、第7章でございますが、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備でございます。こちらにつきましては、52ページ、具体的方向性をご覧ください。(1) 光回線への移行促進及び公正競争環境整備の取組でございますが、まず1ポツ目で、ここは記載の変更はございませんが、加入光ファイバの接続料の一層の低廉化が重要。2ポツ目で、さらに円滑な移行や事業者の事業判断を促す観点から、53ページ目の上から3

行目でございますが、「4年前ルール」を直収電話事業者にも適用するなど、情報提供について適切な規律を課すことが必要。また、次の丸ポツで、加入光ファイバ接続料が低廉化していて、メタル回線の接続料水準が上昇傾向にある中で、円滑な移行の観点から、最後の3行ですけれども、メタル電話と同等の基本料水準での光 I P 電話の単独提供の必要性及び可能性について検討が必要であり、ここから先は新たに。追加した点でございますが、そのためには、NTT東・西からコスト構造の開示がなされる必要があるとしております。また、メタル提供エリア、光提供エリアの違いというご指摘に関しまして、次の丸ポツですけれども、こうした競争環境での事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き光ブロードバンド等の未整備地域に対して、例えば総務省の「情報通信基盤整備推進補助金」の活用を通じた、公的主体による整備の支援を進めていく必要があるという点も付記させていただいております。

(2) のスタックテストに関しましては、1ポツ目の2行目で、要件が満たされなかった場合の具体的な対応を明確にする必要があり、現在のガイドラインの見直しについて検討することを提言するとしております。2ポツ目で、スタックテストはサービス提供の実態に即した形で実施することが求められることに留意するという点に関しまして、2つ加入光ファイバ、メタル I P 電話についてのそれぞれの個別の課題について追記させていただいているところでございます。

54ページの(3)でございますが、F T T H 事業における競争状況の分析・検証は、論点整理と特段の変更はございません。(4)の無電柱化に関しましても、特段の変更はございませんが、2ポツ目で「メタルケーブルを再敷設せず光や無線を使って提供する」電気通信サービスの可否については、光 I P 電話等への移行が進み、無電柱化が一定の規模や地域に拡大するとともに、当該サービスの具体的内容や設備構成等が示された段階で、改めてその妥当性・必要性等について検討することが適当という記載にさせていただいております。以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、後半部分についてですね、皆様のご意見を。

内田委員。

○内田委員 ありがとうございました。途中で情報開示の点についてコメントをいただきましたので、それについてさらに私のほうからもコメントをお返ししたいと思いますけれども。

現在、関係する事業者様のほうに意見募集というか聴取をしていただいているということで、ありがとうございます。非常に重要なことだと思っていまして、現状がどうなっているのか、過去を振り返ってどういった点がまずくて、情報開示に支障が出ていたのかといったところ、これを明らかにして、それを全員で共有した上で、じゃあどうしたら意味のある情報開示になっていくのかということを検討していくことが何よりも重要なのではないかなというふうに思っています。

資料の25、26ページあたりに書いてあるとは思いますが、そういった中で、要は現在意見募集をしているという状況ですので、まだ実態のほうは解明し切れていないという状況かとは思いますが。そういった中で、26ページ目の最後から2つ目のポツですか、ルータやSIPサーバを「網機能提供計画」の届出対象に追加してという形で、少し言い切っているような言いぶりを書いてはいるとは思いますが、これが本当に、これをすることによって意味のある情報開示になるんだということであればもちろんそれでいいとは思いますが、まずそこから、疑ってかかるといったらあれなんですけれども、もう少し慎重になって、本当にこうすることで利用事業者さんにとっていいことなのかどうかということをちゃんと評価というか、検証した上で、それでやるならやるということをしていくことが重要じゃないかなと思っています。情報開示についてはその点です。

ついでにといたらあれなんですけれども、あと幾つか、他の観点、論点に関してもコメントをしたいと思います。

マイライン機能についてです。資料でいうと44ページ目ぐらいでしょうか。これの44ページ目の2つ目のポツのところなんですけれども、これを読んでいてちょっと読み取れなかったんですね。ここを読んでいくと、この考えに基づけば何とかかんとかによる競争環境整備が確実に担保されるのであれば——ずっと飛ばして、最後に競争環境が確保される可能性があるということで、確実に担保されるのであれば確保される可能性があるという形で、ちょっと日本語として読みにくいなと思いましたので、これは結局多分迷いがあるのかなというふうに思っています。結局マイライン機能というものが、競争環境整備のためにあるのか、それともその中に書いてある品質保証型のOAB～Jサービスを提供可能とするためにあるのかというような、どっちなんだと。マイライン機能とは何なの、どういう位置づけなんですかということが、結局うまく整理し切れてないというようなところがあるのかなというふうに思いました。その点も含めて、

書きぶりをもう少しご検討いただけたらいいのかなと思いました。

あと、この44ページ目の下から3つ目のポツなんですけれども、「本委員会としては、今後事業者間協議が速やかに進められるように促しつつ」と書いてあるんですが、促しつつと言いつつ、どのように促すのかは書いていなくて、ちょっとこうなってしまうとこの事業者さんも非常に困惑するところもあるのかなと思っています。促すためには、やっぱり方向性を委員会のほうから出すのかどうかわかんないんですけれども、共有する必要は少なくともあるのかなと思っていて、それはやっぱり結局基本的な考え方に立ち戻るのかなと思います。この基本的な考え方に書いてあることをベースにして促していくということなのかなと思っています。そうすると、本日の冒頭のところでもコメントしましたけれども、例えばコストミニマムとかいった観点も重要になってくるのかなと思っています。

それから、ちょっと済みません、長くなってしまうんですけれども、次に繋ぐ機能P O Iについてコメントをさせてください。33ページ目にある図です。この同じ図は、参考資料のほうにも出ているかなと思います。参考資料の5ページ目に大きく図が出ていますけれども、この共用のL2スイッチとパッチパネルがあるという図なんです。先ほどご説明の中で技術的問題がないという形でご説明の中ではおっしゃっていたんですけれども、そう言い切ってしまうのもちょっとどうかなというところが少しありまして、少し技術的な観点から申し上げたいと思います。

この共用のL2スイッチを設置するとなった場合の技術的な懸念点というか心配事なんですけれども、基本的にこのL2のスイッチでするのであまり賢いことはできないということだと思っただけですね。左から来たものを右にパスするというぐらいしかできないというのが基本的なことだと思います。ですので、制御の部分というのは、その外側にあるこの図でいうとこの通信設備と書いてあるあたりかもしれませんが、ルータのところでは何か設定するのかなと、ただVLANで切るとかそんなことをやるのかなと思うんですけれども。そうすると、このVLANで切るとしたときのこのコストをどうするんですかとか、これ結構大変じゃないですかということが気になるとか、あるいはL2はそもそもこのドメインが広がっちゃいますので、何ていうんですかね、通信、ネットワーク上のボトルネックになってしまうっていうんですかね。最悪の場合ここがボトルネックになってパフォーマンスが落ちることが想像できる。そういうことを考えると、技術的な問題がないと言い切ってしまうのはどうかなとちょっと思います。

少なくとも、その対処をするようなことをちゃんとやらないとまずいことが起こるかもしれない。このL2は基本的に何もできませんので、L2スイッチはそういうものなので、例えば他社さんのネットワークの中でどういうふうなトラフィックが発生しているのかということがわからないような状況の中で、単純に左から右に流しているだけでそこがボトルネックになると他社も影響を受けるとか、そういうようなことがあり得てしまいますので、その辺ちょっと検討する必要があるのかなと思っています。

それから、ごめんなさい、長くなってしまいますが……。そうですね、とりあえず以上で。済みません、長くなってしまいました。

○山内主査　よろしいですか。ありがとうございました。

時間の関係があるので、コメントを伺って、まとめてご回答というふうにしたいと思います。

ほかにありますか。

○相田委員　番号政策委員会の役割方ちょっと43ページにはかなり注文をつけないといけないかなというところで、まずはぱっと目に入るのがこの図が非常にわかりにくい。1行目、00XY付加サービスで、その下にちっちゃい字で①国内中継サービス、②国際電話サービスと書いてあって、ダイヤル方法は00XYプラス任意番号でサービス内容は以下③から⑥のサービスをこれこれを用いて提供するサービスって、これも一体何を言っているのかわからないということで、ちゃんと行を増やして、①国内中継サービス、ダイヤル方法00XYプラス市外局番以下、それから①ダッシュ、携帯電話向けの国内中継サービス、00XYプラス携帯電話番号、②国際電話サービス、00XYプラス国番号云々といった後、ちゃんと行を分けていただいて、それでその後ろにこの00XY付加サービスというのが別にあるというふうにしていただかないと、とにかくこれ全体として今やっているのはマイラインの話なので、このコンテキストで対象となるのは①ダッシュを除く①と②だけなので、この上にあるNTTの意見に書いてあるのも、これは付加サービスの話なので、このマイラインのコンテキストで議論されるべき内容でないですね。かつ、このNTTが表明している考え方に関しては何もこれは返しがなくて、言っぱなしになっているので非常にまずいなと思うんですね。それで、付加サービスについてとにかく総務省から割り当てられた番号ですから、これはつないでいただくのが大原則で、そんな接続要望事業者が全額負担をすることを前提になんていうべき性格のものではないと私は個人的に、あるいは番号委員会的な立場からはそう

思いますので、これが言いっぱなしになっているのは非常にまずいと思います。

それから、あとごめんなさい、表についてもう一つミスリーディングなのは、例えば一番下、全国統一番号サービス、0570プラス6桁と書いてあって、右側に番号の指定状況、指定番号数118と書いてあると、6桁番号が118しか使われてないように見えてしまうんですけども、この6桁というのが3桁指定部分プラス事業者独自に使える3桁となっていて、真ん中の3桁のうち118使っているよということなんですけれども、この表をぱっとナイーブに見ると6桁の番号が118しか使われていないように見えてしまうということで、そこも番号企画室の方おいでになりますので打ち合わせいただいて、そういう誤解を招かないような表現な表現に直していただければと思います。

それでごめんなさい、ですから、このNTTが考えを表明しているあたりから、これはどっちかという、競争の話じゃなくて利用者利便の話だと思うんですね。今までアナログ電話でつながっていたものが、メタルIPでつながらなくなるということがあるとこれはまずいと。それからさらに、現状で光IP電話でつながらない00XYとかいうのがあるということに関して、これを利用者がちゃんと光電話サービスというのそういうものだとわかって光電話に切りかえているかというのが非常に心配だということで、ブロードバンドプラス500円で光電話サービスに入って長距離は安いですよということにつられてそちらに切りかえるけれども、実はそれで使えなくなるサービスがいろいろあるということとちゃんと利用者がわかっているんだろうかというのがちょっと気になる場所だと思います。

逆に、今度競争環境のことで言うと、途中で前回か前々回かもありましたけれども、この0AB0系についてはちゃんと番号ポータビリティが実現されているということは逆に書いておいてもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○山内主査　ほかにご意見はありますか。

とりあえず、こここのところまでで何か事務局からご回答があれば。

どうぞ。

○藤野料金サービス課長　内田先生からご指摘いただいたところをについて何点か、まず情報開示とNGNの接続料の関係が、25、6ページの関係ですけれども、今意見募集をしているのは接続ルールについてなんです。情報開示については、これは過去どうだったかという話なので、これはもうある話なんです。ですので、今それを関係の

事業者でまとめていただいているので、それを次回にもお示しできたらと思っているところ です。

それから、マイラインの関係の記述ですが、44ページ、ここで番号ポータビリティやNGNのアンバンドルの機能による確実な担保は何だかんだと言っていますけれども、例えば、品質保証型のOAB～J型の電話はできるかといったらできるようになるはずなわけですね。それから、競争環境も向上するであろうということなんです。ここで言いたいことは、マイラインの代替になるかどうかということがまだわからないということなので、そこがわかるように記述をするようにしたいと思います。

- 柳迫料金サービス課補佐 内田先生から情報開示のところで「網機能提供計画」の話があったかと思えます。情報開示につきましては、NTT地域会社さんが情報開示告示に基づきプロトコル、インターフェース等の情報を開示しております。「網機能提供計画」については、一種指定設備の機能の変更又は追加の開発等により、接続事業者さんに設備の大幅な改造や従来使用できた機能が使用できなくなる等の不測の不利益が及ぶことを避けるために、事前にNTT地域会社さんにこういった設備を開発等するとき、事前に計画を総務大臣に届け出し、公表することとしております。

今回、SIPサーバ、ルータ等といったものは、今後マイグレーションに伴い、IP-IP接続をしていくに当たって、SIPサーバ間の連携やルータ同士が接続することが想定されますので、事前に新しい機能を追加・変更するときには、その計画の届出や公表によって、接続事業者さんに不測の不利益が発生しないようにやっていきたいと思 います。

ただ、ルータとかも開発ペースが速いという状況もございますので、ルータ、SIPサーバ等の機能の追加・変更のうち、こういったものを届出・公表の対象にするかといった点は今後しっかり検討してまいりたいと思 います。

- 内田委員 ご説明いただきましてありがとうございます。今の補足説明を多分傍聴されている方々が聞いて、あ、なるほどそういう意味なのかということをご理解いただいたのかなと思 いますので、非常によかったと思 います。ありがとうございます。

- 安東事業政策課調査官 内田先生から繋ぐ機能POIの中の設備構成、技術的な問題点という点につきましては、説明の中では各社の個別の見解としてのソフトバンクの例を引用させていただいたものです。課題につきましては、設備構成を含めてさらに整理をしていく部分は一定程度残るとは思 いますが、引き続きこの構成を前提に議論を深めて

いくということをご理解いただきたいと思っております。

また、相田先生からいただきました43ページの番号の図の整理につきましては、担当課とともにもう少しわかりやすくする形での整理を図ってまいりたいというふうに思っております。これは⑥の該当番号数118のところの点も含めてでございます。

○相田委員 ⑥に限らず、③から⑥、みんなそうですね。

○安東事業政策課調査官 はい。全体の構成ですね。

あと、光IP電話でつながらなくなるものを利用者がちゃんと知っているかという点の課題につきましても、どのような記載、実際に現状つながらないということはございますけれども、それをどのように知っているのか知っていないのかという点のご指摘についてはどのように啓発するかというのを少し検討させていただきたいというふうに思っております。また、OAB～Jは番号ポータビリティを実現しているという点は注釈に記載をさせていただきたいと思います。

○山内主査 よろしゅうございますか。

ほかに。どうぞ。

○岡田委員 私、あまり細かいところまで十分理解しないままに発言するかもしれないんで、間違っていたらまた教えていただきたいんですが。

最初に基本的な考え方ということで、利用者や事業者の予見可能性ということがうたわれていて、これは多分タイムスパンとしては2025年ごろということ念頭に置いているのかなと思ったんですが、それが正しいのかどうか。それからあと、予見可能性で利用者にとっての予見可能性と、事業者にとっての予見可能性、大分中身が違いますが、この中身についてももう少しつまびらかにする必要はないだろうか。利用者にとっての予見可能性といえばそれは料金であり、またサービスだと思うんですが、中身のほうを読んでいくと、利用者の料金についてはプライスキップを検討するということがちょっと述べられていますけれども、成り行きについてどのような方針で臨んでいくのか、これから数年のうちにそのことを明らかにしていくというようなことが念頭に置かれているのかどうか。また、事業者間では接続ルールのお話をいろいろご紹介いただいたんですが、このような接続ルールというのはアンバンドリング含めてなかなか剣呑な話で交渉にも時間がかかる話ではないかと思われるわけですが、こういうレベルのことまで念頭に、接続ルールのことまで含めて予見可能性ということを検討をやっぱりされて、ここでは念頭に置かれているのかどうかということですね。

一般論で言えば、予見可能性というのは事業者の視点から見ればあるほどいいということになるのかもしれませんが、でも、そもそもビジネスにはリスクはつきものということで、どこまでこういうところをルールによってつまびらかにすべきなのかということとは、実はそれほど明確ではないのかなというように思うところもあります。技術の変化もしますし、マーケットも変化していきます。ですので、このあたり、ニュアンスがいろいろあるところだなというふうに読んでいて印象を持ったんですが、もし何か意図とかこれまで議論された点などあればご教示いただければと思います。

○安東事業政策課調査官　予見可能性のご質問でございます。この2025年を念頭にというのは、2025年を一つ念頭に置きながら、広く予見可能性を持っていきたいということであり、広い概念でございます。利用者に関しますと、例えばINSネット（デジタル通信モード）の廃止ないしはその代替サービスはどういうものがあるのかという意味での予見可能性ということもございました。その他、さまざまなサービスの移行に伴う予見可能性というものがございます。さらに、事業者に関しましては、繋ぐ機能POIの議論でもございましたとおり、いつから自分たちがどういう接続の対応をしなきゃいけないのかと、さらには約款規制のお話もございましたが、その協議を進めた上で、いつルール化されていくのかという点など、事業者にとっての予見可能性というものもございます。一般論としての予見可能性という意味で広くとらえ、さまざまな場面に適用させていくという意味でご理解いただきたいと思っております、この定義は何ぞやというところをここに書き下すというよりは、各課題に示した整理を踏まえながら、全体として予見可能性を確保していきたいというふうに捉えていただければと考えているところでございます。以上です。

○山内主査　よろしいですか。

そのほかにありますか。

どうぞ、三友委員。

○三友委員　済みません、1点教えていただきたいことがございまして、45ページの6.3ですが、固定発・携帯電話着の利用料金設定事業者の在り方というふうにタイトルがついていますが、わざと「事業者の在り方」という表現にしたのは何か意味があるのでしょうか。「料金設定の在り方」というのでしたら意味は分かるんですが、「事業者の在り方」という表現は、我々がここで議論する内容ではないような気がするんですよ。何か意味がこれはあるのでしょうか。

- 安東事業政策課調査官　一つには利用者料金設定権を誰が持つのかという問題意識からスタートしておりますので、その事業者、誰が設定する事業者なのかという点を書き下したものがこの利用者料金設定事業者の在り方と、誰が設定するのかという趣旨でございます。
- 藤野料金サービス課長　これはでも「料金設定について」ぐらいでもいいんじゃないでしょうか。
- 三友委員　まあ、それでしたらやっぱり「料金設定の在り方」じゃないですかね、誰が料金を設定するって言うのであるならば。「事業者の在り方」っていうと、料金設定する事業者がいて、それがどうあるべきかという話になりますので。
- 山内主査　いずれにしてもちょっと検討していただいて。
- 三友委員　その後のいろいろ記述もあるんですが、この記述を読んでも、何となく事業者の在り方のようなふうにも読めなくもないんですよ。ですから、料金設定を誰がするかという議論が非常に重要になってくるわけですけども、そここのところにフォーカスして、その考え方をしっかりと示していただければありがたいですが。よろしくお願いたします。
- 山内主査　ちょっと工夫していただいて。
- 安東事業政策課調査官　かしこまりました。
- 山内主査　ほかにございますか。
- 北委員、どうぞ。
- 北委員　その料金設定権のところなんです、48ページ。この委員会で発信側事業者が料金設定権を持つように議論を進めるべきだという指摘があると書かれていて、私もそう思いますし、ほかの委員もそういう発言をされているにもかかわらず、この報告書の結論は、総務省に対して——一番下ですね——「携帯電話事業者への意識喚起を行うことを提言する」。ものすごくセットバックしているんですが、これまでもいろいろやってきて、携帯電話事業者に意識喚起をしてきても変わってないのではないかとこのころが問題だと言っていて、さらに意識喚起を行うとなっている。利用者にわかりやすく周知する努力をしてくださいねということでほんとうに解決するのかどうか。「総務省に対して料金設定権を発側事業者が持つように議論することを提言する」というふうに書いたほうがいいのではないかと思うんですが。
- 藤野料金サービス課長　ここは一番最後の丸が結論なのではなくて、その2つ前のと

ころですね。これは着信側といっても着信側がどういうふうに発信の利用者を捕まえに行くか、あるいはこのようなサービスですよという提供の仕方っていろいろあると思うんですね。これまではそういうことが何もしなされていないので、発信者において着信がどの事業者なのかとわからない方がかなり多いんだと思うんです。なので、こういうご指摘を受けていると思いますけれども、非常に一般化してルールとして必ず発信側で料金設定を持ちなさいとまでは言いづらいかと思うんです。ただ、個別についても判断するスキームはあるので、裁定の制度活用はできます。

その上で、後ろから2つ目の丸なんですけれども、では裁定のときには総務省はどう考えますかということなんです。これは利用者が自分が提供を受けるサービスがどの事業者なのかということとちゃんと意識できる、利用者が選べるようにしましょうという形でこれまでは裁定をやっています。したがって、00XYを押して選んだらその事業者が料金設定をする、あるいはそうではない場合には発信側の事業者が料金設定をするという裁定になったときの考え方を示しているのです。裁定になる場合にはそういう考え方がとられるでしょうから、それに即して考えてくださいというつもりだったんですけれども、確かに最後のところが、結局意識喚起の話だけのように読まれかねないかもしれないので、もっと丁寧に書くようにしようかなと思います。

○山内主査　ご指摘のように、最後のところがちょっと違和感ありますよね。

ほかに。

どうぞ、大谷委員。

○大谷委員　ありがとうございます。

いきなり素朴な質問をしてしまって恐縮なんですけれども、44ページのマイライン代替機能について、「メタルIP電話の通話サービス卸」というのが一つの選択肢としてNTTのほうから提案されているわけなんです。現在もしメタルIP電話の通話サービス卸の内容というのは現在検討中ということもあって、現時点でどのような規律が適用されているのかといったことについては明らかにできないものだという認識でいいのか、それとも例えば光回線の卸売サービス全般に適用される規律がそもそもかかっているというふうに理解していいのか、そのあたりも現時点で適用されている規律というもので説明ができるものがあれば、それについてもご紹介いただいて、それで不十分な点があれば、やはり提供条件の適正性・公平性・透明性の確保のための上澄みの規律の要否については早急に検討すべきことを明記する必要があると理解しております。もちろ

ん代替機能については、コストの議論なども踏まえて、KDD Iさんから提示されている案なども含めて検討していくということになると思いますので、通話サービス卸だけに限定した書き方はちょっと難しいのかもしれないんですけども、やはり事業者の種類によってはこういった卸を利用される方も考えられると思いますので、サービス仕様がそもそも決まってないというところが42ページの下注の注釈のところにも出ていますところなので、この報告書がとりまとまった時点で実際どういう形になっているのか少し予測して、書ける点については書いていただいたほうがいいかなと思っております。

44ページについていきますと、白丸の下から3つ目ですね、1次答申取りまとめに向け検討を進める必要があるというのがこの報告書が取りまとまった時点で適切な表現なのかどうかもちょっと疑問に思うところですし、できるだけ最新の状況、それから具体的に適用される規律などについても紹介しつつ、マイラインについてはとにかく事業者の選択の可能性を利用者に確保して、競争の基盤としてこれまで機能していたものですので、十分な説明がここに網羅的に入っているという状態にしておく必要があると考えております。以上です。

○安東事業政策課調査官　ご指摘の「メタルIP電話の通話サービス卸」は、この別の記載にありますとおり、まだ提供条件が出ておりません。そういう中で44ページの下から2ポツ目でございますが、マイライン代替機能がNTT東・西により提供される場合には、料金その他の提供条件について適正性・公平性・透明性が確保されるよう適切な規律を課す必要がないか検討する必要があるとしておりまして、通話サービス卸の提供形態を踏まえながら、必要な規律を課す検討をするという記載をさせていただいているところでございます。

協議の状況については、現在個別協議が進んでいるところでございますが、1次答申、3月末を目指しているスケジュール感でございますので、まだ日がございますので、そこに向けてさらに協議を促進していくという趣旨で書かせていただいているというところでございます。そのほか、通話サービス卸について具体的なサービスの提供条件が見えてくる部分がございますら、その状況に応じて追記をしていきますが、現状においてはまだこれ以上書ける内容がないというのが現状でございます。以上でございます。

○藤野料金サービス課長　補足しますと、メタルIP電話の通話サービス卸というのは、裁定制度はありますが、そういうものしか今はないです。したがって、そういう現行の規制環境について紹介するような形にしようかと思います。

○山内主査　　どうぞ、ほかに。

○池田委員　　ありがとうございます。今のマイルインに関連してですが、最初の4ページ目の(2)の⑤のIP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直しという箇所、「マイルインが果たしてきた役割(競争基盤の提供やユーザによる事業者選択の確保)を今後とも確保するとともに」というのは、どのような形であれ、それは必要であるというのはそのとおりですけれども、「接続事業者の顧客基盤の維持に配慮する観点から、その提供について整理する」というところで、その報告書としての視点として接続事業者の顧客基盤の維持に配慮する観点というのが入っておりますが、44ページのところでは、そこについては結局整理できなくて、今後の事業者間協議、特に接続事業者から引き継ぎ機能は維持してほしいというニーズがあってそれをコストミニマムでできるかみたいなところを今後検討していくことになるのでしょうかけれども、顧客基盤の維持という表現は何か競争を回避するような言葉でありますので、確かにタッチポイント論ということで、そういう趣旨でマイルイン機能を残してほしいという要望があって、それがコストの折り合いがつくのであれば、それは交渉で決めていただければいいと思いますが、委員会としての視点として、顧客基盤の維持みたいものを視点として認めていいのかという点はちょっと疑問を持っております。

○安東事業政策課調査官　　この点は、ヒアリングの場において顧客基盤の維持という主張が事業者からあったことを踏まえてということでございますので、そういう主張があったことを踏まえてという表現にさせていただきたいと思います。

○安東事業政策課調査官　　この点は、ヒアリングの場において顧客基盤の維持という主張が事業者からあったことを踏まえてということでございますので、そういう主張があったことを踏まえてという表現にさせていただきたいと思います。

○池田委員　　そうです。

○安東事業政策課調査官　　趣旨はそういうことでございます。

○山内主査　　ほかに。

　　済みません、ありがとうございます。かなり時間が超過しております、たくさんのご意見をいただきまして。

　　それで、今いただきましたご意見の中で、大体の方向性を示されたものもありますしもうちょっと検討するものもあります。これは事務局のほうでさらに考えていただくと

ということと、それからフォローアップ等を含めて「おわりに」という部分が今ここでないんですね、この報告書にね。それをまずつくっていただくということで、そういう形で次回の委員会で報告書案という形で提示することをお願いしたいと思います。よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、次回の日程等について、事務局からご説明をお願いします。

○宮野事業政策課補佐　次回の委員会の日程につきましては、1月20日金曜日午前10時からを予定しております。詳細は別途ご案内いたします。よろしくお願ひいたします。

○山内主査　どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上